

制限付一般競争入札(事後審査型)の実施について

次のとおり業務委託に係る制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

(1) 業務名	令和7年度 小学校遊具等定期点検業務委託
(2) 契約番号	-
(3) 業種	-
(4) 場所	那覇市内小学校
(5) 履行期間	契約締結日の翌日から180日間
(6) 落札方式	価格競争落札方式
(7) 概要	
①目的	那覇市内の小学校において、遊具等の基準点検・劣化点検を行い、不具合を早期に発見し、事故等を予防し、遊具等を健全な状態に維持することを目的とする。
②規模等	定期点検 一式
③業務概要	-
(8) 予定価格	1,485,000円 (委託価格 1,350,000円(消費税抜き))
(9) 最低制限価格	設定しない
(10) 債務負担行為	非該当
(11) 適用する技術者単価	-

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日まで(各要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日)の間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1)	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2)	那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
(3)	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
(4)	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。 (公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(3)に該当するものを除く。)
(5)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど受注者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。(下請業者も同様とする。)

	<p>入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、那覇市工事請負等制限付一般競争入札心得第4条第2項の規定に抵触するものではない。</p> <p>ア 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合 (ア)子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同法同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合 (イ)親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>イ 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。 (ア)一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 1)株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 (i)会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 (ii)会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 (iii)会社法第2条第15号に規定する社外取締役 (iv)会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2)会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3)会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。) 4)組合の理事 5)その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者 (イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規程により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合 (ウ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合</p>
(6)	<p>配置技術者等:</p> <p>① 管理技術者及び担当技術者をそれぞれ開札日において配置できること。</p> <p>② 管理技術者は、(一社)日本公園施設業協会が認定、登録した公園施設製品安全管理士でなければならない。</p> <p>③ 担当技術者は、(一社)日本公園施設業協会が認定、登録した公園施設製品安全管理士、または公園施設製品整備技士、公園施設点検管理士、公園施設点検技士でなければならない。</p> <p>④ 管理技術者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 恒常的な雇用関係とは、開札日以前に3ヶ月以上の継続した雇用関係にあることをいう。</p>
(8)	<p>沖縄県に本店が有る者であること。</p>

3 落札制限 ※次の項目のうち一つでも該当すれば、落札することができません。

- (1) 開札日前30日以内に、那覇市教育委員会施設課発注(以下「施設課発注」という。)の業務委託を落札した場合は、本案件を落札することはできない。
- (2) 施設課発注の同業種の手持ち業務委託がある場合は、開札日に出来高が50%以上でなければ、本案件を落札することはできない。
- (3) 那覇市法制契約課を通して行う業務委託等について、本案件は落札制限を受けない。

注) 上記のいずれの場合も、次に掲げるものについては手持ち業務委託(落札案件)には含まない。

ア 随意契約の方法により契約を締結したもの

イ 予定価格(消費税込み)が100万円未満の業務委託

ウ 公告又は通知に「本案件は、手持ち案件とはみなさない。」と記載されている業務委託

- (4) 他市町村から那覇市に本店を移転した者は、開札日において、移転日以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。
- (5) 新規に業者登録した者は、開札日において、登録日以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書(以下、「資格審査申請書」という。)を持参または郵送により提出しなければならない。設計図書及び資格審査申請書は施設課ホームページよりダウンロードできる。
 なお、提出期間に資格審査申請書を提出しないものは、本競争に参加することができない。

閲覧、申請書提出期間	提出期間: 令和7年6月25日(水) 午前10時 ~ 令和7年7月2日(水) 午後5時 ※ 上記期間を過ぎると、設計図書の閲覧はできない。(再公表も行わない。) ※ パソコントラブル等により設計図書等がダウンロードできない場合には、上記閲覧期間内に下記担当まで連絡すること。 ●連絡先: 施設課 崎山 健 TEL:917-3503
質問期間及び方法	質問期間: 令和7年6月30日(月) 午前10時 ~ 令和7年7月3日(木) 午後5時 「質問書」をFAXで提出すること。(質問がない場合は不要) ●提出先: 施設課 崎山 健 FAX:917-0303
回答及び方法	回答: 令和7年7月7日(月) 午後5時までに掲載する。 ※「質問及び回答」は、那覇市教育委員会施設課ホームページに掲載する。

5 入札、開札、落札

入札日時及び方法	入札日時: 令和7年7月10日(木) 午前11時 入札方法: 紙(入札者)による入札
開札日時	入札終了後、即時おこなう。
入札、開札場所	那覇市役所 本庁 9階 901会議室
落札の保留	開札後に入札参加資格審査を行うため、落札を保留とする。

6 資格審査書類の提出 (落札候補者のみ提出)

提出期限	令和7年7月11日(金) 正午
提出方法	施設課まで持参
提出書類	(1) 入札参加資格審査申請書 (2) 管理技術者等 (3) 企業の手持業務委託の状況 (4) 資本・人的関係等のある者の同一入札への参加制限に関する誓約書 ※上記(1)~(4)に係る関係添付書類を含む。 ※ 業務費内訳書(再度入札による落札候補者のみ) ※「資格審査書類」の様式は、発注図書ファイル「入札参加資格審査書類」よりダウンロードすること。ただし、資格審査書類一式については、開札後、 <u>落札候補者のみ</u> が提出するものである。

7 入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

開札後、資格審査書類の事後審査により、落札者を決定する。

落札者決定予定日: 令和7年7月14日(月) 頃

※心得 第9、10、11、12条参照。

8 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

入札保証金	免除する。
契約保証金	契約金額の100分の10以上に相当する額とする。ただし那覇市契約規則第30条の規定に該当する場合は免除する。
前金払	適用しない。
部分払	適用しない。

9 誓約書兼同意書の提出に関する事項

那覇市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を平成24年4月1日に施行したことに伴い、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自身(自社)は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該1次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導をしなければならない。

※全ての下請負業者には、一人親方、日雇労働者を含む。

※落札者は、契約締結前までに、「誓約書兼同意書」(元請用)を法制契約課へ提出しなければならない。

10 その他

提出された関係書類は返却しない。

台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、那覇市ホームページで掲載する。

本公告に記載のない事項については那覇市の規則・要綱・要領に基づき実施する。

11 問合せ先

この公告・入札・開札・契約・設計図書の内容に関すること

那覇市教育委員会 生涯学習部 施設課 担当者： 営繕グループ

TEL: 917-3503

FAX: 917-0303